

○藤沢市公共下水道の私道内敷設に関する規程

平成3年3月30日

告示第166号

改正 平成18年3月31日告示第413号

平成26年4月17日告示第38号

平成29年12月28日告示第326号

令和3年3月26日告示第379号

(趣旨)

第1条 この規程は、公共下水道の排水区域内の私道に公共下水道を敷設することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「私道」とは、道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路以外の道路をいう。

(敷設対象私道)

第3条 公共下水道の敷設対象となる私道は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第2号、第3号若しくは第5号又は同条第2項に規定する道路に該当する私道とする。

(平成18告示413・全改)

(敷設要件)

第4条 公共下水道を敷設する場合の要件は、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道が敷設された道路に接続する私道であること。
- (2) 公共下水道に下水を排除すべき家屋(既設公共下水道敷地に面する敷地内の家屋を除く。)が2棟以上存在し、かつ、当該家屋が同一人の所有に属さないこと。
- (3) 私道に公共下水道を敷設することについて、当該私道敷地の所有者その他の権利者(以下「地権者」という。)全員が承諾していること。ただし、地権者のうちに承諾を得られないことについてやむを得ない事由が存在するものがあるときは、当該地権者を除く地権者全員が承諾しており、かつ、当該土地の利用状況その他の事由により、私道に公共下水道を敷設することについて、当該地権者が承諾しているものと認められること。
- (4) 敷設される公共下水道を利用しようとする者が市税、下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (5) 水道管、ガス管その他公共下水道を敷設する際に支障となるものがないこと。ただし、当該支障となるものを公共下水道を敷設する際に適切な場所へ移設することができ、

その移設費用を第5条第1項に規定する代表者が負担する場合は、この限りでない。

(平成18告示413・平成26告示38・平成29告示326・一部改正)

(申請手続)

第5条 公共下水道の敷設を希望する者は、代表者を定め、その旨を市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、公共下水道私道内敷設申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行うものとする。

(1) 公共下水道私道内敷設希望者名簿兼委任状(第2号様式)

(2) 位置図(案内図)

(3) 地形図(公図の写し)

(4) 地積図(土地の所有区分が明示されたもの)

(5) 公共下水道私道内敷設承諾書(第3号様式)

(6) 前条第3号ただし書に掲げる要件に該当する旨を記した書面(当該要件に該当するものとして申請する場合)

(7) 土地の登記事項証明書(公共下水道を敷設する私道敷地の全部事項証明)

(8) 印鑑登録証明書

3 前項の申請書を提出する際は、その写しを添付して行うものとする。

(平成18告示413・平成26告示38・平成29告示326・一部改正)

(決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、内容を審査し、その結果を公共下水道私道内敷設通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(排水設備の設置義務)

第7条 公共下水道の敷設を希望した者は、公共下水道が私道に敷設されたときは、速やかに、当該公共下水道に下水を流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない。

(取消し等)

第8条 市長は、市が公共下水道の敷設工事に着手する前に、公共下水道の私道内敷設決定の通知を受けた者が次のいずれかに該当したと認めたときは、その決定を取消することができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により公共下水道の私道内敷設決定を受けたとき。

(2) 公共下水道の敷設対象となる家屋が滅失したとき。

2 市長は、公共下水道の私道内敷設決定の通知を受けた者が前項第1号に該当したと認め

た場合において、既に市が、公共下水道の敷設工事に着手しているとき、又は敷設工事を完了しているときは、その者に、工事に要した費用を請求することができる。

(公共下水道の移設又は撤去)

第9条 敷設された公共下水道の全部又は一部を移設し、又は撤去しようとする者は、市長の承認を得て行わなければならない。この場合において、移設又は撤去に要する費用は、原因者が負担するものとする。

(平成18告示413・旧第10条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成3年4月1日から施行する。

(藤沢市共同排水設備助成規程の廃止)

2 藤沢市共同排水設備助成規程(昭和50年藤沢市告示第27号)は、廃止する。

附 則(平成18年告示第413号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第38号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年告示第326号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年告示第379号)

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

公共下水道私道内敷設申請書

年 月 日		
藤 沢 市 長		
申 請 者 住所.....		
(代 表 者) 氏名.....		
電 話.....		
藤沢市公共下水道の私道内敷設に関する規程第5条の規定により、次のとおり申請します。		
私道の 状況	位 置	藤沢市
	形 態	☐ 通り抜け道路 （幅員 m 延長 m） ☐ 行き止まり道路 （幅員 m 延長 m）
利用戸数	宅地数	宅地
	家屋数	棟
添付書類	1	公共下水道私道内敷設希望者名簿兼委任状（第2号様式） 1部
	2	位置図（案内図） 1部
	3	地形図（公図の写し） 1部
	4	地積図（土地の所有区分が明示されたもの） 1部
	5	公共下水道私道内敷設承諾書（第3号様式） 1地権者につき1部
	6	土地の登記事項証明書 （公共下水道を敷設する私道敷地の全部事項証明） 1部
	7	印鑑登録証明書 1地権者につき1部

※氏名の箇所には、署名（自署）をしてください。

※この申請書は、写しを1部添付して提出してください。

第2号様式（第5条関係）

公共下水道私道内敷設希望者名簿兼委任状

年 月 日

公共下水道私道内敷設申請手続を
住所.....に
氏名.....
委任します。

住 所 敷設対象家屋地番	フリガナ	備 考
	氏 名	

※氏名の箇所には、署名（自署）をしてください。

第3号様式（第5条関係）

公共下水道私道内敷設承諾書

年 月 日

藤 沢 市 長

住所.....

氏名.....印

（印鑑登録印を押印）

（私道所在地）

藤沢市^{注1} への

公共下水道の敷設に関し、次の1から4の事項について、全て承諾いたします。

- 1 藤沢市公共下水道管理者が、上記私道に公共下水道を敷設すること及び維持管理のために私道を使用すること。
- 2 藤沢市公共下水道の私道内敷設に関する規程により敷設された公共下水道に係る土地の使用料は無償とすること。
- 3 公共下水道を敷設した私道には、当該公共下水道の維持管理に支障となる工作物等は設置しないこと。
- 4 公共下水道を敷設した私道の敷地を相続させ、又は第三者に譲渡する場合
には、相続人又は譲受人に対し、当該公共下水道の敷設に係る承諾事項の一切を承継させること。

注1

本申請に係る私道の土地における、所有権など権利のある土地の地番を全て記入してください。

公共下水道私道内敷設通知書

年 月 日	
申請者 住所..... (代表者) 氏名.....様	
藤沢市長.....印	
公共下水道私道内敷設申請について、次のとおり決定したので、藤沢市 公共下水道の私道内敷設に関する規程第 6 条の規定により通知します。	
決 定 区 分	☐ 敷設する。 ☐ 敷設しない。
敷 設 場 所	藤沢市
決 定 理 由	
決 定 条 件	
備 考	

第1号様式(第5条関係)

(令和3告示379・全改)

第2号様式(第5条関係)

(令和3告示379・全改)

第3号様式(第5条関係)

(令和3告示379・全改)

第4号様式(第6条関係)

(平成26告示38・全改)